就学支度資金の貸付限度額

資金の種別	貸付対象	貸付限度額
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の被扶養者	小学校 64,300 円 中学校 81,000 円 （小・中学校の就学支度資金については、所得税非課税世帯の場合に限る） 自宅　自宅外 高等学校等　注 1　150,000 円　160,000 円 私立の高等学校等　注 2　410,000 円　420,000 円 修業施設（中学校卒業者）　150,000 円　160,000 円 （高等学校卒業者）　272,000 円　282,000 円 国公立の大学等　注 3　410,000 円　420,000 円 私立の大学等　注 4　580,000 円　590,000 円 国公立の大学院　380,000 円 私立の大学院　590,000 円 専修学校（一般課程）　150,000 円　160,000 円 ※当該児童及び寡婦の被扶養者が、大学等における修学の支援に関する法律第 8 条第 1 項の規定による入学金の減免を受けることができるときは、上記の額から当該減免の額に相当する額を控除した額を貸付限度額とする。

注 1　国公立の高等学校、専修学校（高等課程）

注 2　私立の高等学校、専修学校（高等課程）

注 3　国公立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）

注 4　私立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）